［２～６　略］

７　第一項の表第三号リ及びヌ、第四号、第五号ハ、第八号並びに第十号の記録の保存期間は、法第四十三条の二十七第三項において準用する法第十二条の六第八項の確認を受けるまでの期間とする。

（品質マネジメントシステム）

第二十八条　法第四十三条の十八第一項の規定により、使用済燃料貯蔵事業者は、法第四十三条の四第一項又は第四十三条の七第一項の許可を受けたところにより、品質マネジメントシステムに基づき保安活動（次条から第三十五条の二までに規定する措置を含む。）の計画、実施、評価及び改善を行うとともに、品質マネジメントシステムの改善を継続して行わなければならない。

［条を削る。］

［条を削る。］

［条を削る。］

［条を削る。］

［２～６　同上］

７　第一項の表第三号リ及びヌ、第五号、第六号ハ、第九号並びに第十一号の記録の保存期間は、法第四十三条の二十七第三項において準用する法第十二条の六第八項の確認を受けるまでの期間とする。

（品質保証）

第二十八条　法第四十三条の十八第一項の規定により、使用済燃料貯蔵事業者は、保安規定に基づき品質保証計画を定め、これに基づき保安活動（第二十九条から第三十五条の二までに規定する措置を含む。）の計画、実施、評価及び改善を行うとともに、品質保証計画の改善を継続して行わなければならない。

（品質保証計画）

第二十八条の二　品質保証計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一　品質保証の実施に係る組織に関する事項

二　保安活動の計画に関する事項

三　保安活動の実施に関する事項

四　保安活動の評価に関する事項

五　保安活動の改善に関する事項

（品質保証の実施に係る組織）

第二十八条の三　品質保証の実施に係る組織は次のとおりとする。

一　使用済燃料貯蔵事業者（法人にあってはその代表者）によって運営されていること。

二　品質保証に関する責任及び権限並びに業務が明確であること。

三　品質保証計画の策定、実施、評価及びその改善を継続的に行う仕組みを有していること。

（保安活動の計画）

第二十八条の四　品質保証計画における保安活動の計画に関する事項は、次に掲げる事項とする。

一　保安活動において産業標準化法（昭和二十四年法律第百八十五号）に基づく日本産業規格Ｑ九〇〇〇のプロセス及びその相互関係が明確にされていること。

二　保安活動の計画、実施、評価及び改善の各段階を踏まえて実施し、保安活動の改善を継続して行う仕組みとすること。

三　外部から物品又は役務を調達する場合においては、その管理を適切に行う方法を定めること。

四　保安のための重要度に応じて、実施すべき内容を定めること。

五　保安活動に関する文書及び記録の適切な管理に関する手順を定めること。

六　保安活動を実施する者に対する必要な教育及び訓練の体系を定めること。

（保安活動の実施）

第二十八条の五　品質保証計画における保安活動の実施に関する事項は、次に掲げる事項とする。

一　保安活動を構成する個別の業務（以下「個別業務」という。）ごとに、次により行うこと。

イ　個別業務の目標及び個別業務に関する要求事項を明確にし、個別業務の実施計画（以下この条において「実施計画」という。）を策定すること。

ロ　個別業務の実施は、実施計画に基づき行うこと。この場合において、当該計画が要求事項を満たしていることを適切な段階で確認すること。

ハ　実施計画を変更する場合は、変更内容を適切に管理すること。